

保 健 消 防 委 員 会 記 録

日	令和7年2月19日（水）（第1回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午前11時59分～午後1時0分） 午後1時39分 散会			
場 所	第2委員会室			
出席委員	田 畑 直 子	岳 田 雄 亮	野 島 友 介	渡 邊 惟 大
	阿 部 智	植 草 毅	麻 生 紀 雄	白 鳥 誠
	中 村 公 江			
欠席委員	酒 井 伸 二			
担当書記	石 黒 薫 子 栗 原 彩			
説 明 員	財政局			
	税制課調整給付担当課長（保護課調整給付担当課長兼務）	丸山 正明		
	保健福祉局			
	保健福祉局長	今泉 雅子	保健福祉局次長	横田 正明
	健康福祉部長	白井 耕一	医療衛生部長	南 久志
	高齢障害部長	高石 憲一	保護課長	岡野 篤
	不正受給対策室長	渡邊 実	地域福祉課長	中田 裕之
	地域包括ケア推進課長	渡辺 一雄	医療政策課長	串間 琢郎
	予防接種推進担当課長	中嶋 健	健康保険課長	柿沼 利江
	生活衛生課長	平野 大貴	高齢福祉課長	清田 信之
	介護保険管理課長	上原 弘之	介護保険事業課長	渋谷 哲一
	障害福祉サービス課長	薄田 寛	総括主幹	加々美みずほ
	健康支援課長補佐	霊山 龍也		
	消防局			
	消防局長	白井 一広	警防部長	鮫島 秀司
	指令事務協議会担当部長（指令課長事務取扱）	吉田 利也	航空課長	内山 明英
	総括主幹	布施 浩之		
	病院局			
	病院事業管理者	山本 恭平	病院局次長	橋本 欣哉
	海浜病院長	吉岡 茂	経営企画課長	西野 弘一郎
	開院準備担当課長	岡 武史	管理課長	鈴木 規宏
	人事・定数担当課長	川村 美穂子	青葉病院事務長	池内 一朗
	海浜病院事務長	藤原 一清	海浜病院医事室長	土肥 昌行

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	<table border="1"> <tr> <td>総括主幹</td> <td>海保 利枝</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">こども未来局</td> </tr> <tr> <td>こども家庭支援課 長補佐</td> <td>笠井 勝広</td> <td>幼保支援課長補佐 高桑 太綱</td> </tr> </table>	総括主幹	海保 利枝		こども未来局			こども家庭支援課 長補佐	笠井 勝広	幼保支援課長補佐 高桑 太綱
総括主幹	海保 利枝									
こども未来局										
こども家庭支援課 長補佐	笠井 勝広	幼保支援課長補佐 高桑 太綱								
審査案件	<p>議案第1号・専決処分について（令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号））（令和6年12月17日）中所管</p> <p>議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管</p> <p>議案第3号・令和6年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第4号・令和6年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第7号・令和6年度千葉市病院事業会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第33号・千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第34号・千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第35号・千葉市動物愛護基金条例の制定について</p> <p>議案第36号・千葉市国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>議案第37号・千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第38号・千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について</p>									
協議案件	年間調査テーマ報告書について									
<p>委 員 長 田 畑 直 子</p>										

午前10時0分開議

○委員長（田畑直子君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから保健消防委員会を開きます。

なお、酒井委員より欠席する旨の連絡が参っておりますので、ご了承願います。

本日審査を行います案件は、議案11件でございます。

進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、前回に引き続き、試行的に、議案等審査時の質疑と、賛否表明、意見要望の発言場面を切り分けて行うこととされています。

このため、当局からの議案説明を聴取した後、まず質疑のみ行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了した後、おおむね3分以内で賛否表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。

また、案件審査終了後、年間調査テーマ調査報告書の取りまとめについての委員間討議を行いたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

議案第7号審査

○委員長（田畑直子君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第7号・令和6年度千葉市病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。病院局次長。

○病院局次長 病院局でございます。それでは、座って御説明をさせていただきます。

病院局は補正予算2件でございます。

初めに、議案第7号・令和6年度千葉市病院事業会計補正予算（第2号）のうち、給与費の増額について御説明をいたします。

病院局議案説明資料の2ページをお願いいたします。

補正予算書は91ページでございます。

1、補正理由ですが、千葉市職員の給与に関する条例の改正に準じた千葉市病院局の職員の給与に関する規程の改正に伴い、給与費の当初予算に不足が生じることから、給与費を増額するものでございます。

次に、2、補正予算額ですが、（1）の給与費の増額として、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用中、給与費について、補正前の額119億4,435万7,000円に対して、給与改定所要額3億8,625万4,000円から不要見込額9,953万円を除いた2億8,672万4,000円を増額し、補正後の額を122億3,108万1,000円とするものでございます。

なお、給与改定所要額は、市人事委員会勧告に基づく千葉市職員の給与に関する条例の改正に準じて、月例給を平均2.92%引き上げ、期末・勤勉手当を0.1月分引き上げるものであり、不要見込額については、当初予算編成時には見込めない採用、退職による職員構成変動や、年度途中での退職などによるものでございます。

次に、(2)の給与費の増額に伴う他会計負担金の増額として、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益中、他会計負担金について、補正前の額、38億6,262万3,000円に対して、1億1,469万円を増額し、補正後の額を39億7,731万3,000円とするものでございます。

なお、他会計負担金は、政策医療に関わる負担金として一般会計から受け入れるものでございます。

また、収益と費用の差額については、患者の受入れなどによる収入の確保などにより、病院経営に支障がないように努めてまいります。

続きまして、補正予算のうち、材料費及び検体検査委託料について御説明をいたします。

議案説明資料の3ページをお願いいたします。

1、補正理由ですが、海浜病院において入院患者数が増加したことに伴い、薬品や診療材料の使用料及び検体検査の件数が増加したため、材料費及び経費（検体検査委託料）が当初予算を上回る見込みとなったことから、増額補正するものでございます。

2、補正予算額ですが、(1)の材料費及び経費の増額として、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用中、材料費について2億5,200万円、経費について3,800万円、合計2億9,000万円を増額するものでございます。

また、(2)の材料費及び経費の増額に伴う入院収益の増額として、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益中、入院費用について、2億9,000万円を増額するものでございます。

3、海浜病院の令和6年度年間患者延べ数（入院）の状況ですが、年度当初の年間患者延べ数の見込みが7万3,899人、現時点の年度末の見込みが7万6,971人、当初見込みから3,072人の増加となっております。

4ページをご覧ください。

参考として、海浜病院の主な診療科の延べ入院患者数増減、主な薬品と診療材料の使用量増減、委託検体の増減について、表にまとめてございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（田畑直子君） それでは、質疑がありましたらお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 一問一答でお願いいたします。

まず、人事院勧告を受けて給与改定が行われるということですが、市の行政職は前回の議会で提案されたのに、なぜ病院局は遅れるのか伺います。

○委員長（田畑直子君） 管理課長。

○管理課長 管理課、鈴木でございます。

市長部局におきましては、前議会で給与条例の改正を行ったところですが、病院局においては、条例事項ではなく、同時期に病院局事業管理者専決により規程改正を行いまして、給与改定を実施したところでございます。今回の議案につきましては、市長部局と同様に、給与費の不足額を補正予算により増額するというものでございます。

お願いいたします。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 遅れて提案されても、同じ待遇で変わらないということでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 管理課長。

○管理課長 給与改定につきましては、市長部局は条例改正をしたんですけれども、全く同じ時期に病院局の規程改正をさせていただきまして、給与改定自体は市長部局の職員と全く同じ時期にやらせていただいています。

ただ、12月に給与改定をしているわけですが、3月分までの給与費が足りなくなるということで、今のタイミングで補正予算を出させていただいているというところがございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 分かりました。

材料費が2億9,000万円当初予算より上回ったということですが、心臓血管外科だけ突出して高額になっていますが、手術件数の増減はどうなっているのでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 海浜病院事務長。

○海浜病院事務長 海浜病院事務局でございます。

心臓血管外科の手術の件数でございますが、12月末時点で比較となりますが、令和5年度が60件、令和6年度が80件と、前年比で21件の増となっております。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） この心臓血管外科は、例えば小児とか大人とか、分類的には何か傾向があるのでしょうか。この件数の内訳では、ただの大人の心臓血管外科と理解していいんですか。

○委員長（田畑直子君） 海浜病院医事室長。

○海浜病院医事室長 海浜病院医事室でございます。

この件数の中には、先天性の疾患であります心室中隔欠損症ですとか、後天性の傷病に対する術式でございます弁置換術等、それぞれが含まれております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 先天性心疾患となると、結局お子さんが結構多いということですか。だからそういう点ではかなり小児の手術も件数としては多かったという理解をしてよろしいんですか。

○委員長（田畑直子君） 海浜病院医事室長。

○海浜病院医事室長 申し訳ございません、この件数のうち小児が何件あったかというところは、現在把握しておりません。大変申し訳ございません。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） できれば今度資料で頂きたいと思いますので、お願いしたいと思いません。

必要な医療で、必要なことを申請されて、こうやって議会で承認すること自身は全く否定はしないんですけれども、民間の病院にいた時からすると、なぜこれにどれぐらいかかるのか、それが本当に必要なのか、そこをよほどちゃんと審議をして、その必要性を確認してから経営上お金を出すというような、そういう体にしみついた、病院の中では結構お金の支出についてかなり議論した上でやってきたという、もともと病院で働いていた中での経験があることからすると、どうしても、政策医療ということもあるんですが、やはり貴重な税金なので、それが

本当に必要なことで、本当にそれがこれから必ず必要だということであるならば、それ自身を否定はしないんですけれども、よくよく精査をしていただいて、今後も対応していただきたいなということを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 先ほどの中村委員の、小児の内訳の件数等の資料提供を御希望される委員の方は。渡邊委員は必要ですか。

では、渡邊委員と中村委員にお願いしたいと思います。

ほかに御質疑ございますでしょうか。阿部委員。

○委員（阿部 智君） 一問一答でお願いいたします。

私は材料のところで質問させていただきたいと思います。

材料が当初より上回ると、件数が増加したということですが、これは結局、やられた、実施された医療行為で保険とかが出ると思うんですが、プラスマイナス、最終的に赤になったものなのか、それとも診療報酬と合わせてプラスになっているようなものなのか、人件費等を含めて、何をもちってプラスかマイナスと言いつらいところもあると思いますが、そのあたりを分かる範囲で御説明いただけたらと思います。

○委員長（田畑直子君） 海浜病院事務長。

○海浜病院事務長 海浜病院事務局でございます。

今回の補正につきましては、医業収益として、入院収益としては上がるという見込みでございます。ただ、個別の診療について黒字、赤字という部分につきましては、その部分については、確たる数字は、すいません、持っておりませんが、基本的には診療報酬に、請求に乗っているということでございますので、収益としては上がっているという御理解をしていただければと思います。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。

この辺の診療報酬の体制がどうなっているのか分からないんですが、例えば私が専門とする歯科の分野、いわゆる銀歯といわれている金銀パラジウム合金ってあるんですが、これは今、やればやるほど赤字になるんです。

です。そういうようなものなのかどうかというのがちょっと気になったところですが、必要な治療はしっかりやっていただきたいと思いますが、歯科でいうところの金銀パラジウム、入れれば入れるほど赤字になっているというようなことにならないように、なれば、ほかの何か対策とかあれば考えていただきたいかなと思ったところがございます。

最後1点教えてください。

令和5年、令和6年で、説明の資料の4ページです。

薬剤とか材料のところで、件数と金額が出ております。金額をこの件数、個数だとか、単純に割ると、単価が違うんですが、恐らくいろんな種類の物があつたりとかすると思うんです。例えば、分かりやすいところでいうと、4ページ一番下の骨補填材ですかね。整形外科。令和5年、1件で、これは2万4,000円ですかね。2万4,000円というところですが、令和6年でや

ると単価がちょっと違うんだよね。56万円になるのか。てなるんですが、このあたりは同じ物なのか、それとも違う物なのか、単価が違うことについての御説明をお願いしたいと思います。

例えば、プレートとか大動脈弁とかになると、単価は下がってます。そのあたり、多い、少ないというところ、どうなっているのかの御説明をお願いします。

○委員長（田畑直子君） 海浜病院事務長。

○海浜病院事務長 海浜病院事務局でございます。

議員のお見込みのとおり、これにつきましては、同じ物を数えているわけではなくて、複数の種類の物を個数としてカウントしておりますので、その内容によって異なってくるというところでございます。

○委員長（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 分かりました。

今、医療は、このように薬だとか、今出てるやつは本当に単価が高いというのは問題になっているのは聞いておまして、今回こういう補正が出てきたことについては理解しております。ただ、ほかの委員からも御指摘ありましたように、いろいろ精査もしていきながらやっていただきたいと思います。

この補正については賛成でございます。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 一応、賛否は、後ほどもう一度お願いできればと思っております。

○委員（阿部 智君） 失礼いたしました。

○委員長（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） ありがとうございます。

基本的に、給与の改定についてのことなんですけれども、人材確保の観点からなんです、これは市役所の職員の給与と同列じゃないかなというふうに思うんですが、人材確保という観点からはどのようにお考えなのかはお伺いできればと思います。

一問一答をお願いします。

○委員長（田畑直子君） 管理課長。

○管理課長 管理課でございます。

病院の人材確保ということにつきまして、やはりこちら人管ということで、公務員の身分もあるということで、このような形で給与改定を行ってきているところでございます。ただ、比較するのが同じ自治体病院であったり、民間病院だったり、人材確保については課題が多いと思っておりますので、やはり近隣の自治体病院の状況ですとか、そういったものも独自に見ながら、きちんと確保ができるように、遜色ないように努めていくということはやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） なかなか自治体病院の職員というのと、一般の病院の職業というのをどう選ぶかというのは、正直言って私にもよく分からないところがあるんですけれども、なかなか難しいところはあると思うんですが、人材確保というのが年々厳しくなる状況にあるとい

うのは全般的にいえることじゃないかと思imasので、ちょっとお伺いしたいんですが、こういうヘッドハンティングみたいな、今テレビでも転職サイトというのが非常に多く出て回っていて、その宣伝もされているんですが、そういうものというのは白羽の矢が立ったりするということはあるんでしょうか。そういうのを教えてほしいなと思imasして。

○委員長（田畑直子君） 管理課長。

○管理課長 管理課でございます。

職種によって状況は違うかもしれないと思imas。人材確保、医師について大変苦しい状況というところもあると思imasんですが、千葉市においては、やはり大学の人事というところが多うござimasので、個別にヘッドハンティングとか、そういったようなことを耳にするということあまり把握していない状況でございます。

○委員長（田畑直子君） 白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） ありがとうございます。

基本的に、この議案については賛成させていただくということで。

○委員長（田畑直子君） 賛否については、要望とともに後ほどお願いできますでしょうか。

○委員（白鳥 誠君） 以上になります。ありがとうございます。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員、ご質疑ございますでしょうか。お願いいたします。

○委員（渡邊惟大君） 御説明ありがとうございます。

1点は、材料費、検体検査委託費等について、今回海浜病院において入院患者が増加したということなんですけれども、基本、なかなかやはりそういう患者さんの増員というのは予測はつきにくいものと考えていたほうがよろしいのでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 海浜病院長。

○海浜病院長 海浜病院、吉岡です。

ここに挙げてある診療科、心臓血管外科、整形外科につきましては、今年度医師が増員されまして、それによって手術数が増加して、こういった材料が増えたといった形になります。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

令和7年度もまたやはり補正という形で増える可能性もあるということですか。

○委員長（田畑直子君） 海浜病院長。

○海浜病院長 整形外科につきましては、来年度もまたさらに増員の予定であります。心臓血管外科につきましては人数は変わりませんので、一応そこについては、増員に伴って増えるけれども、それ以外のファクターもあるというところでございます。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 状況分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに御質疑はございませんか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 先ほど発言もしたので若干かぶるかと思imasけれども、先ほど述べ

た人件費の件はそのまま、同様の形だということで、支障がないような形でまた引き続き進めていただけたらと思うのと、また医療の関係でいえば、先ほど整形外科や心臓血管外科が増えて、手術数が増えているということで確認をさせていただきましたけれども、ただ、整形が確かに増えたということでは、その分材料費も含めて増えたというのは分かるんですけども、心臓血管外科が手術件数も相当増えている中では、負荷がかかっているのではないかなというふうに思うので、そのあたりで今後の対応についても、ぜひいろんな意味で対応を注視していきたいなと思いますし、今後精査をした上で、この増額については検討していただきたいということを求めて終わります。

○委員長（田畑直子君） ほかに。渡邊委員から、採決の意見要望、賛否の表明はございますか。

○委員（渡邊惟大君） もちろん賛成ということで表明したいと思います。

ほかの委員からもあったように、やはり必要性が高いものがあると思いますが、精査の上で今後とも取り組んでいただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに御発言はございませんでしょうか。

御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号・令和6年度千葉市病院事業会計補正予算（第2号）についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。

御苦労さまでした。

[病院局退室、保健福祉局・消防局入室]

議案第1号審議

○委員長（田畑直子君） 次に、議案第1号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分中所管についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。保健福祉局次長。

○保健福祉局次長 議案第1号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして御説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。

保健福祉局議案説明資料の3ページをお願いいたします。

令和6年度価格高騰重点支援給付金についてでございます。

初めに、1、補正理由ですが、国において、食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金の支援を、また、子ども1人当たり2万円を加算することが決定されたため、必要な経費を補正し、事業年度がまたがることから、全額繰越明許の設定を行うものです。

次に、2、補正予算額ですが、37億9,250万円で、財源は全額国庫支出金で、繰越明許となります。

次に、3、事業概要ですが、物価高騰による家計への影響が大きい令和6年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付するものです。また、子供加算として、この世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり2万円を加算して給付いたします。具体的な内容につきましては、表のとおりとなります。

専決処分についての説明は以上となります。

○委員長（田畑直子君） それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 一問一答でお願いいたします。

既に専決処分で決定したものを議論しても追認となるので改善の余地はありませんが、市民からは、いつ支給されるのかと問合せがあり、市はどうPRしていきますか。

○委員長（田畑直子君） 保護課担当課長。

○不正受給対策室長 保護課給付金担当でございます。

対象と思われる方には、本日、2月19日から順次、市から個別に案内を送付し、3月12日から給付を開始する予定となっております。また『市政だより』3月号のほか、ホームページなどを活用し周知してまいります。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 今後に向けて、国からそのままでなく、市独自の対応をしていかないのでしょうか。

また、同じであるならば、より迅速に支給できるようにならないのか伺います。

○委員長（田畑直子君） 保護課担当課長。

○不正受給対策室長 保護課給付金担当でございます。

本市では、限られた財源の中で、施策の優先度を考慮しながら、さまざまな物価高騰対策に取り組んでおり、本給付金については、特に物価高の影響を受ける低所得者世帯の負担を軽減するという国の制度にのっとりて支給することを予定しており、本市独自に対象を拡大するなどの対応は検討しておりません。

また、迅速な支給につきましては、給付金ごとに対象者が異なることから、給付に当たり、基準日である令和6年12月13日時点での住民登録や、課税情報のデータをそれぞれ加工し、給付金システムに取り入れるほか、振り込む前に対象者への振込先の確認など、支給までには相応の期間を要するものとなっております。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 毎度同じような対応なわけですがけれども、自治体によっては、もう立替えしてでも即座に出すとか、例えば上乘せした上での対応をするということもできるはずですよ。それをしないというのは、今おっしゃったような、市としての財源の問題からそういうふうにしないということですか。

○委員長（田畑直子君） 保護課担当課長。

○不正受給対策室長 保護課給付金担当でございます。

市民向けの物価高対策としましては、この給付金以外にも、新年度予算で、子育て世帯に対

する学校や保育施設の給食費の高騰分の支援のほか、下水道使用料について料金の大幅な改定を抑制するための支援などに取り組んでおり、国の交付金はそういった配分額全てを活用するという事としております。なお、国においては、ガソリン価格や電気・ガス料金の負担軽減策を、また、県においても、LPガスの高騰対策などを、本市を含めて実施することとしており、引き続き国や県の施策との整合を諮りながら必要な対応に努めているところです。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 国がどれだけいろいろやっているかを私は聞いているんじゃないかと、自治体としてもう少し上乗せをする気があるのか、ないのかという点では、結局国はいろいろやってるから、市はやらないということですか。

○委員長（田畑直子君） 保護課担当課長。

○不正受給対策室長 市として、給付の対象の拡大や上乗せは検討しておりません。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 質問はいいです。

○委員長（田畑直子君） ほかに御質疑ございますか。阿部委員。

○委員（阿部 智君） 一問一答でお願いいたします。

本件につきましては、我が会派においても大変意見が大きく分かれるところでございますが、ただ、言わせていただきますと、おおむね疑問を呈する意見が多いということには言わせていただきたいと思っております。

その中で、幾つか質問させていただきたいと思っておりますが、外国人について質問させていただきます。外国人、例えば、まず留学生はこの対象になるのか。所得うんぬんがあると思っておりますが、奨学金をもらっている留学生につきましては、奨学金は所得税がかからないと思うんです。ですので、留学生で奨学金もらって、そしてアルバイトも非課税の範囲で納めているような方については、これの対象になるかどうかを教えてください。

○委員長（田畑直子君） 保護課担当課長。

○不正受給対策室長 本市で住民登録されている方で、非課税ということであれば対象となります。

○委員長（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。

そういうことで、本当に生活が苦しいかどうかというのは非常に疑問が起こるところでございます。

もう一つ、外国人の方、永住を持っている方は、永住権を持って住民票は千葉市にある、だけど実際に住んでいるのは外国という方が結構多いんですが、そういう方の取り扱いはどうなっているのか、千葉市、日本に滞在する期間が何年、実際にいるのはどれだけいるかと、その辺の確認はどうなっているのかを教えてください。

○委員長（田畑直子君） 保護課担当課長。

○不正受給対策室長 保護課給付金担当でございます。

基準日において住民登録があるかというところで判断しますので、滞在期間とかそういったことは考慮しておりません。

○委員長（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ということは、永住を持って、日本にいないけれども、申請すればもらえるということで、すいません、同じ質問になってしまうかもしれませんが、もらえるということでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 保護課担当課長。

○不正受給対策室長 制度上はそのようになります。ただ、こちらから、先ほど個別に御案内する書類をお送りするということは申し上げましたけれども、それは住民票の住所のところにお送りしますので、そういった方のお手元に届くかどうかというところは微妙なところがあるかなとは思っています。

○委員長（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 日本には住んでいない、ただ、住民票は千葉市に置いているというところに実際届いています。そういう方は、所得は、外国で働いていますから、結構な金額をもらっている。ただ、日本での所得はゼロですから、もらってしまうということで、こういう方は対象にするべきじゃないということでは言わせていただきたいと思っています。

質問は以上になります。

○委員長（田畑直子君） ほかに御質疑ございますか。

渡邊委員は御質疑ございますか。

○委員（渡邊惟大君） 1点なのですが、こちらの給付について、職員さんへの負担というのは、どれくらいのものになるのでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 保護課担当課長。

○不正受給対策室長 保護課給付金担当でございます。

申し訳ありません、もう一度ちょっとお願いできますでしょうか。

○委員（渡邊惟大君） 市の職員さんへの負担というのは、結構大きいものになるんですか。3月までの支給ということになっているようなんですけれども。

○不正受給対策室長 市の職員としましても、こちらの業務の専従をするような形で10人近くの職員で対応しているということがございますので、それなりの大きな負担にはなっております。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。状況理解いたしました。

質問は以上です。ありがとうございます。

○委員長（田畑直子君） ほかに御発言がなければ質疑を終了します。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。阿部委員。

○委員（阿部 智君） 先ほど質問させていただいたように、この給付金の趣旨そのものは賛同するものでございます。

本当に困っている人に対して、しっかり給付していただきたいと思っておりますが、その対象において、やはり疑問を呈するような事例があるということは、先ほど私の質問でも分かった範囲でございます。

対象を住民税非課税世帯にしておるところでございますが、どこをもって線引きするかですが、実は中間層と呼ばれる人たちですかね、しっかり税金も払っていただきながら、しかし給付はもらえないという人も、本当に苦しいのは実は私はこのあたりの方だと思っております、本来なら非課税世帯よりもこういう世帯をサポートする制度が必要ではないのかなというのは思っております。

ですので、この給付金そのものについては非常に疑問を呈するところでございますが、賛同はさせていただくことでございます。

○委員長（田畑直子君） ほかに。中村委員。

○委員（中村公江君） 国が決めた、低所得者で本当に困っている方については、もう一刻も早く対応してほしいということで、私たち切望されていますし、ただ、この対象からやはり外れた、先ほど阿部委員からも言われたように、本当にぎりぎりでも暮らしている方というのたくさんいらっしゃる中で、2月のさらに食品の値上げもされますし、本来は市独自でも上乘せをしてほしいというのが、こちらとしては要望としてあります。

ただ、先ほど日本人かどうか、支給の是非について、外国人だからそれはまずいのかというようなことについては、若干排除の論理があるのかなということは懸念するということは表明したいと思います。

議案そのものには賛同します。

以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに。白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） 非課税世帯向けにこのような制度を提案されたということについては、賛成させていただければと思っております。

ただ、各委員からも出てましたとおりに、いろんな、これに当てはまらない方たちがいらっしゃるということだと思いますけれども、基本的に国の方針として非課税世帯に絞ったということをやるということは、それに外れた人たちには自治体が逆に手当を付けるということも考え方としてはあるかなということをおっしゃる方もいらっしゃいますので、その辺について議論を進めていっていただきたいということを申し上げた上で、賛成させていただきたいということを表明させていただいて、終わりにしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（田畑直子君） ほかに。渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

議案には賛成です。

ただ、やはり平等性といった観点からもいろいろと検証は必要かなというふうには思いません。

また、先ほどあったように、職員の方への負担にもなっているということでしたので、こういった、なかなか市でできることが限られているかもしれないですが、ICTなどの、職員の方への負担が少し減るような工夫等をしていただければと思います。

意見は以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分中所管についてを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第1号は承認されました。

議案第2号、第4号、第35号審査

○委員長（田畑直子君） 次に、議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管、議案第4号・令和6年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第35号・千葉市動物愛護基金条例の制定については、関連がありますので、一括議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。保健福祉局次長。

○保健福祉局次長 初めに、議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち保健福祉局の局課所管分につきまして御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

生活保護事業費についてです。

初めに、1、補正理由ですが、令和6年度決算見込額が、医療扶助費及び介護扶助費の増加により、令和6年度当初予算額を上回り、当該扶助費に不足が生じる見込みであるため、補正するものです。

次に、2、補正予算額ですが、2億円であり、財源は国費が4分の3です。

次に、3、概要ですが、（1）主な扶助費の内訳については、医療扶助費と介護扶助費が大きく影響しております。

まず医療扶助費については、例えば、入院について、高齢化に伴い転倒による骨折など整形外科領域の疾患が増加傾向にあるなどの要因によって、当該扶助費に不足が生じる見込みです。

次に、介護扶助費については、高齢化の影響によりその需要が高まっており、過去の実績額、受給人員、高齢単身世帯数の増加等を勘案した結果、当該扶助費に不足が生じる見込みです。

（2）財源内訳につきましては、記載のとおりとなります。

生活保護事業費についての説明は以上となります。

続きまして、資料7ページをお願いいたします。

生活保護費等国庫負担金等償還金についてでございます。

初めに、1、補正理由ですが、令和5年度生活保護費等国庫負担金等が超過交付となったことから、令和6年度中に超過額を償還する必要があるため、補正するものです。

次に、2、補正予算額ですが、5億130万3,000円でございます。

財源につきましては、全額が一般財源です。

次に、3、補正内訳については、記載のとおりです。

生活保護費等国庫負担金等償還金についての説明は以上となります。

続きまして、資料の9ページをお願いいたします。

定額減税調整給付金に伴う不足額給付についてでございます。

初めに、1、補正理由ですが、今年度、定額減税し切れないと見込まれる方に調整給付金を支給しましたが、令和6年分の所得税額が確定したことにより、当初の調整給付額に不足額が生じる方等に対し、令和7年中に給付のために必要な経費を補正し、繰越明許の設定を行うものです。

次に、2、補正予算額ですが、39億1,200万円で、財源は全額国庫支出金です。

次に、3、事業概要ですが、給付対象者が2パターンありますが、いずれについても基準日は令和7年1月1日におきまして本市に住民登録がある方を対象としています。

1つ目の対象者は、表の左側ですが、令和6年分の所得税が確定したこと等により、当初支給した定額減税調整給付金に不足額が生じる方。例えば、令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方や、子供の出生で扶養親族が令和6年中に増えた方などであり、平均支給額は3万5,000円を見込んでおります。

2つ目の対象者は、表の右側ですが、本人が非課税または扶養親族等ではなく、定額減税の対象外であり、かつ低所得者向けの給付の対象外であった方。例えば、青色・白色事業専従者などですが、支給額は原則4万円となります。

対象者数は合計で約10万人、支給総額は35億9,000万円を見込んでおります。

支給開始日につきましては、令和7年度の課税情報及び国の算定ツールを基に給付を行うことから、8月頃を予定しております。

スケジュール等は記載のとおりです。

局下所管の一般会計補正予算についての説明は以上となります。

○委員長（田畑直子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長 健康福祉部でございます。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち健康福祉部所管について御説明いたします。失礼して座って説明をさせていただきます。

議案説明資料の11ページをお願いいたします。

社会福祉基金積立金についてです。

初めに、1、補正理由ですが、市民などからの寄附金を社会福祉基金に積み立てるため補正をするものでございます。

次に、2、補正予算額ですが、1億900万円です。

当初予算額の合計60万8,000円に対しまして、決算見込額が、寄附金及び基金運用収入の合計で1億960万8,000円となる見込みであることから、1億900万円を補正するものです。

なお、参考といたしまして、社会福祉基金の概要を記載しております。

社会福祉基金積立金についての説明は以上です。

続きまして、説明資料の13ページをお願いいたします。

ハーモニープラザにおける光熱費高騰対応についてです。

初めに、1、補正理由ですが、ハーモニープラザの安定した施設運営のため、指定管理者に対し、光熱費高騰に対する支援を実施するため、補正をするものでございます。

次に、2、補正予算額ですが、1,512万6,000円で、財源は全額、国庫支出金です。

次に、3、事業概要ですが、光熱費の高騰によりまして令和6年度の管理運営費に収支不足が発生している施設の指定管理者に対しまして、相当する額を支援するものです。

次に、4、今後の予定ですが、本年3月に指定管理者からの申請を受け付け、5月に支援金を支払う予定です。

ハーモニープラザにおける光熱費高騰対応についての説明は以上です。

続きまして、資料の15ページをお願いいたします。

特定医療費（指定難病）助成事業についてです。

初めに、1、補正理由ですが、特定医療費（指定難病）助成事業におきまして、受給者数の増加により支給決定件数が増加し、扶助費に不足が見込まれるため、補正をするものでございます。

次に、2、補正予算額ですが、1億8,500万5,000円で、財源につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3、事業概要、（1）事業目的ですが、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るため、医療費の一部を助成するものです。

（2）対象者は、指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしている方などです。

（3）対象疾病は、341疾病です。

（4）支給決定件数見込み等ですが、令和6年度当初予算では、受給者数を年間7,857人、支給決定件数を年間10万2,316件、予算額17億5,182万4,000円と見込んでおりましたが、受給者数及び支給決定件数の増加によりまして、決算見込額が19億3,682万9,000円となるため、扶助費が1億8,500万5,000円不足すると見込んでおります。

なお、参考といたしまして、医療費の負担割合を記載しております。

健康福祉部所管の一般会計補正予算についての説明は以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 医療衛生部長

○医療衛生部長 医療衛生部です。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算のうち医療衛生部所管について御説明をいたします。座って説明させていただきます。

議案説明資料の17ページをお願いいたします。

予防接種事業についてです。

初めに、1、補正理由ですが、予防接種事業について、HPVワクチンのキャッチアップ接種が最終年度となり、駆け込みでの接種が増加したことなどにより、小児向けの定期予防接種の委託料が不足する見込みとなったことから、所要の経費を補正するものです。

次に、2、補正予算額ですが、8億801万9,000円で、財源は全額一般財源となります。

事業費の内訳は記載のとおりです。

次に、3、事業概要ですが、事業目的は、感染症の発生及び蔓延を防止するため、予防接種

法に基づく定期予防接種を実施するものです。

執行額の見込みは、当初予算額が19億1,675万2,000円、必要額が27億2,477万1,000円、不足額が8億801万9,000円となっております。

参考として、HPVキャッチアップ制度概要は記載のとおりとなっております。

予防接種事業についての説明は以上です。

続きまして、議案説明資料の19ページをお願いいたします。

病院事業操出金についてです。

初めに、1、補正理由ですが、人事委員会勧告を受け、令和6年4月に遡及して給与改定が行われることに伴い、本定例会において、病院局で編成する給与費に係る補正予算のうち、一般会計から病院事業会計への負担金の繰り出しで対応する部分について補正するものです。

次に、2、補正予算額ですが、1億1,469万円。財源は全額一般財源となります。

次に、3、操出金の内容ですが、病院局で編成する給与費に係る補正予算、2億8,672万4,000円のうち、国が定める基準に基づき、一般会計負担金で対応する政策医療費に係る経費について、病院事業会計に負担金を繰り出すものです。

なお、病院事業会計における当該負担金の執行の詳細につきましては、病院局の所管となることから、説明は割愛させていただきます。

病院事業操出金についての説明は以上です。

続きまして、資料の21ページをご覧ください。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算中所管、動物愛護基金積立金と、議案第35号・千葉市動物愛護基金条例の制定につきましては、関連がありますので、一括して御説明をいたします。

初めに、1、目的ですが、動物の愛護を推進するための事業に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置するとともに、令和6年度に受領した寄附金を動物愛護基金に積み立てるものです。

次に、2、条例制定の背景は、今後より一層、動物愛護の推進、動物福祉の充実のための事業に取り組む必要があること、動物愛護事業の推進のために寄せられる寄附件数、寄附額が年々増え続けており、これらの寄附を有効に活用するための受皿が必要であること。

次に、3、積み立てる金額ですが、市の積立金額、基金への積立てを指定された寄附金額、市長が基金への積立てを適当と認める寄附金額とします。

次に、4、令和6年度積立額は、4,500万円です。

次に、基金の活用ですが、動物愛護の推進につながる事業の実施に必要な経費の財源として活用することとし、動物の適正飼養に係る普及啓発事業、収容動物の譲渡促進及び福祉向上に係る事業、収容動物の管理に係る施設、設備及び機器類の整備事業、その他の動物愛護関連事業を対象とします。

最後に6、施行期日は、公布の日とします。

動物愛護基金積立金及び千葉市動物愛護基金条例の制定についての説明は以上です。

続きまして、資料の23ページをお願いします。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算中所管、千葉市斎場管理運営事業操出金

と、議案第4号・令和6年度千葉市霊園事業特別会計補正予算、千葉市斎場管理運営事業につきましては、関連がありますので、一括して御説明をいたします。

1、補正理由ですが、昨今のエネルギー価格の高騰に伴う電気・ガス料金の上昇により、千葉市斎場管理運営事業における当該経費の不足が見込まれておりますが、このような状況を踏まえ、一般会計補正した上で、千葉市霊園事業特別会計に繰り出し、令和6年度の当該特別会計予算を増額補正するものです。

2、補正予算額は、一般会計、霊園事業特別会計ともに3,980万2,000円となります。

3、補正内訳ですが、表にも記載のとおり、千葉市斎場施設管理運営に係る一般会計の操出金の歳出と、霊園事業特別会計の歳入歳出ともに、3,980万2,000円を増額しようとするものです。

財源につきましては、記載のとおりです。

医療衛生部所管の一般会計補正予算及び霊園事業特別会計予算についての説明は以上です。

○委員長（田畑直子君） 高齢障害部長。

○高齢障害部長 高齢障害部でございます。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）のうち、高齢障害部所管について御説明をさせていただいたきます。座って説明させていただきます。

議案説明資料の25ページをお願いいたします。

大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業（繰越明許の設定）についてです。

初めに、1、補正理由ですが、本事業は今年度中の事業完了を予定しておりましたが、県から本市への交付決定が遅れたことに伴い、事業実施者1者の事業着手にも遅れが生じ、今年度中の事業完了が困難になったことから、繰越明許の設定を行うものです。

次に、2、補正予算額ですが、892万8,000円で、財源は全額県支出金です。

次に、3、事業概要の（1）事業目的ですが、介護人材確保に向けた方策の1つとして、介護現場の負担軽減につながる介護ロボット、ICTの普及促進を図るものです。

（2）事業内容ですが、施設の大規模修繕と合わせて効率的な導入を行うことを条件に、介護ロボット本体の導入や通信環境整備等に必要な経費を補助するものです。

大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業の説明は以上です。

続きまして、議案説明資料の27ページをお願いいたします。

高齢者施設における災害対応等整備事業（繰越明許の設定）についてです。

初めに、1、補正理由ですが、高齢者施設における防災対策等を推進し、施設利用者の安全、安心を確保するため、国が補正予算化した地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、非常用自家発電設備等の整備を希望する事業者に対して補助を行うことにより、緊急災害に備える体制等を整備するものです。

次に、2、補正予算額ですが、1億4,661万9,000円で、財源については記載のとおりです。

なお、年度内において適正な工期を確保することができず、整備完了することは困難であると見込まれることから、併せて繰越明許の設定を行うものです。

次に、3、事業概要の（1）補助率、補助上限額については、記載のとおりです。

（2）補助内訳は、非常用自家発電設備事業が6か所、大規模修繕等事業が2か所、計8か

所への助成を予定しております。

高齢者施設における災害対応等整備事業についての説明は以上です。

続きまして、議案説明資料29ページをお願いいたします。

高齢・障害事業所等に対する物価高騰対策支援事業（繰越明許の設定）についてです。

初めに、1、補正理由ですが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている高齢・障害事業所等に対し、光熱費、食材費、車両燃料費の負担増に対する支援金を支給するための経費について補正するものです。

次に、2、補正予算額ですが、2億9,500万円で、財源は全額、国庫支出金です。

なお、支給開始が本年6月となることから、併せて繰越明許の設定を行うものです。

次に、3、事業概要の（1）対象施設等ですが、対象は、高齢・障害の入所施設、通所・訪問事業所等、約2,100か所です。

（2）支給額の考え方ですが、千葉県が対象としない施設等を支給対象とすることで均衡を図ることに加え、物価が高止まりしていることを踏まえ、県が対象とする施設を含めて上乘せ支給を行います。

施設、事業所ごとの支給額は、下の表の太枠のとおりです。

次に、4、今後の予定ですが、令和7年5月から各事業所への周知、申請受付を開始し、6月から支給決定及び各事業所への支給を予定しております。

高齢・障害事業所等に対する物価高騰対策支援事業についての説明は以上です。

続きまして、議案説明資料の31ページをお願いいたします。

障害者総合支援扶助事業についてです。

初めに、1、補正理由ですが、障害者介護給付等事業や障害児通所給付等事業などにおいて、介護者の高齢化やサービス提供事業者の増加等により、サービス利用が当初の見込みを上回ったことに加え、報酬改定の影響もあり、障害者総合支援扶助事業費に不足が見込まれるため、予算を補正するものです。

次に、2、補正予算額ですが、49億3,493万1,000円で、財源につきましては、記載のとおりでございます。

表のとおり、予算現額295億9,976万8,000円に対し、決算見込額が345億3,469万9,000円であるため、不足する49億3,493万1,000円を補正するものです。

次に、3、事業概要の（1）事業目的ですが、障害者（児）の自立した日常生活、就労等を支援するため、障害福祉サービスの給付等を行うものです。

（2）事業内容ですが、アの障害者介護給付等事業は、常時介護を要する障害者に対し、施設等において、食事や入浴等の介護を行う生活介護などのサービスです。

イの障害児通所給付等事業は、就学している障害児に対し、施設等において、療育訓練などを行う放課後等デイサービスなどのサービスです。

高齢障害部所管の一般会計補正予算についての説明は以上です。

○委員長（田畑直子君） 警防部長。

○警防部長 消防局警防部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

警防部からは、議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管、千葉県

防災行政無線再整備に伴う負担金及び消防防災ヘリコプター整備事業の2議案につきまして御説明をさせていただきます。着座にて失礼をいたします。

消防局議案説明資料の2ページをお願いいたします。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管、千葉県防災行政無線再整備に伴う負担金でございます。

1の補正理由でございますが、令和4年度から令和6年度にわたりまして、千葉県防災行政無線、これは衛星系となりますが、の再整備が実施され、消防局施工箇所の工事は令和6年度に実施予定でございました。

しかしながら、電源ケーブルの全国的な新規受注停止事案に起因しまして工期の遅れが生じ、令和6年度末までの履行が困難となり、工期履行が令和7年6月頃までずれ込むこととなりました。このことで、県から消防局への負担金請求の手続も令和7年度に変更となったため、繰り越しをするものでございます。

2の補正予算額でございますが、852万7,000円、財源につきましては、内訳のとおりでございますが、その全額について繰り越しを行うものでございます。

最後に、3の事業概要でございますが、(1)の事業内容でございますが、これは災害時に県と各団体が相互に連絡を取ることを目的としまして、県が整備している千葉県防災行政無線設備の老朽化に伴い、再整備を行うものでございます。

(2)の今後の事業スケジュールでございますが、県は令和7年2月の定例県議会で本事業の繰越予算案が上程されまして、令和7年6月頃までに再整備事業全体が終了する予定となっております。

その後、令和8年2月の定例議会に各団体が負担すべき金額に関わる議案が上程されまして、令和8年3月に県から負担金の請求がなされる予定でございます。

なお、千葉県防災行政無線につきまして参考資料を添付してございます。

続きまして、議案説明資料の3ページをお願いいたします。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中、消防防災ヘリコプター整備事業でございます。

1の補正理由でございますが、消防防災ヘリコプターおとり2号の機体更新に伴いまして、新機体、これは製造国がイタリアでございます。これを令和7年3月31日までに取得する予定でございましたが、欧州航空安全機関、これはヨーロッパの機関でございますが、この都合によりまして、イタリアから日本への輸出に約3週間の遅れが生じまして、国内搬入後に工期短縮を図っておりましたが、期日内に納入することが困難となったことから、令和7年度に繰り越しをするものでございます。

2の補正予算額でございますが、17億7,980万円で、財源につきましては、記載のとおりでございますが、その全額につきまして繰り越しを行うものでございます。

3の事業概要でございますが、老朽化した消防防災ヘリコプターおとり2号を更新するものでございます。

4、今後の予定でございますが、新機体の納入は令和7年4月の下旬を予定しております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（田畑直子君） それでは、御質疑がございましたらお願いいたします。野島委員。

○委員（野島友介君） 一問一答でお願いいたします。

まず、指定難病の助成についてというところなんですけれども、今341ということですが、この指定の難病の数、これ今後も増えていく見込みになっているのかというところをお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 健康支援課長補佐でよろしいですか。

○健康支援課長補佐 健康支援課でございます。

疾病の追加につきましては、国の厚生科学審議会で審議されるものであり、今後の見込みについてはまだ明らかではありませんけれども、令和7年4月1日から新たに7疾患が追加されるということは決定しております。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 難病についてですけれども、医療費助成の範囲を一般の医療よりも広げてほしいというような要望もあるんですけれども、これについてどうお考えでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 健康支援課長補佐。

○健康支援課長補佐 健康支援課でございます。

難病の医療費助成の対象につきましては法令で定められておりまして、その範囲につきましては国において検討がなされるものと考えております。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 医療費助成の申請手続について、患者さんから何か意見があればお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 健康支援課長補佐。

○健康支援課長補佐 健康支援課でございます。

毎年度の更新手続が負担であるですとか、受給者証の発行までに申請からの時間がかかるなどのお声は頂いております。可能な限り申請手続の負担軽減や、迅速な事務処理に努めてまいります。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、毎年更新する臨床調査個人票、こちらの文書量がなかなか負担だというようなお話も伺いますが、こちらの助成についてはどうお考えでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 健康支援課長補佐。

○健康支援課長補佐 健康支援課でございます。

臨床調査個人票の文書量につきましては、負担軽減を確かに望む声ございまして、国によって対応が検討されているところですが、ほかの公費負担医療等との公平性の観点から、直ちに実現というのはなかなか難しいものと認識しております。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、次、予防接種事業で、HPVワクチンがあると思うんですけれども、こちら助成というか、接種される方ががっと増えたということなんですけれども、これまで重篤な副反応が出たとか、そういう事例が大幅に増えたなんていうお話は聞きましたでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 医療政策課予防接種推進担当課長。

○医療政策課予防接種推進担当課長 医療政策課でございます。

HPVワクチンに関する健康被害等の御相談の状況でございますが、ここ最近特にそのような重篤な何かの健康被害に至ったような申請の状況はございません。また、患部が痛いとかというご相談はありますけれども、重篤なものはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。

次、動物愛護基金積立金についてなんですけれども、今寄附件数が増え続けているということですが、寄附件数と寄附金額の推移、これがどうなっているかお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

ここ5年間の推移を申し上げますと、令和2年度が44件で224万4,000円、令和3年度が100件で257万7,527円、令和4年度が522件で869万7,919円、令和5年度が1,013件で1,618万5,000円、令和6年度、今年度ですけれども、12月末の現在で731件、3,826万2,579円となっております。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 結構増えてきているということで、この寄附金の使い道について、書かれているところもありますが、寄附してくれた方から、もしくは市民の声というもの、どのようなものがあるか、この活用の項目のほかに何かあればお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

寄附金の使い道に関しましては、資料に記載のものと重なるかもしれませんが、例えば、動物が殺処分されないように使ってくださいというような御意見を頂いたことがございます。また、動物行政に御協力をいただいているボランティアの方々からは、動物保護指導センターの機能の拡充ですとか改善のために、寄附の受皿となる基金の設置を求める御意見を頂いたことがございます。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 次に、高齢者施設における災害対応等整備事業についてなんですけれども、今回これだけの数の整備が終わるということですが、これ市内で整備が終わっている事業者、終わっていない事業者、それぞれどれくらいになるのかということをお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

非常用自家発電装置につきましては、今回の補正予算の対象としている施設を含めると、特別養護老人ホームが60施設全てで、介護老人保健施設は18施設中17施設、認知症高齢者グループホームは99施設中58施設、生活支援ハウスは4施設中3施設で整備が終わることになります。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 特養は終わったということですが、グループホームのほうがやはり少しまだ少ないかなというような感じなんですけれども、この終わっていない事業所、あと希望がないというようなこともあると思うんですけれども、この理由は何が考えられるのかお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

非常用自家発電につきましては、御指摘のように、認知症高齢者グループホームへの設置が約6割にとどまっておりますが、その理由としましては、敷地面積の関係で装置を設置できるだけのスペースを確保することが難しいことが理由の1つとして考えられます。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと、非常用発電以外にどのようなものが補助対象となっているのかというのもお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

非常用自家発電設備設置事業以外では、給水設備の設置に要する経費のほか、水害対策に係る経費などが補助対象になっております。また、定員29人以下の小規模施設につきましては、老朽化に伴う屋根の防水工事などの大規模修繕に係る経費も補助対象になっております。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。

今、場所は、敷地面積の関係でとお話があったかと思うんですけれども、これ例えば、太陽光とかそういうようなものを、自然エネルギーを活用した充電設備とか、そういうものも助成対象になるのかということと、あと給水設備というところで、井戸、これを新設する場合とか、そういう場合も助成対象になるのかということをお聞かせいただきたいです。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

今回対象になっております自家発電なんですけれども、やはり3日間の稼働時間を確保することがありますので、太陽光だとまだその辺の技術はないかなと思いますので、今回は太陽光については対象外になっております。

あと、井戸の、給水なんですけれども、給水施設に関しましては、受水槽ですとか、要は地下水利用のための設備が対象となっております。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。

次、高齢・障害事業所等に対する物価高騰対策支援事業なんですけれども、これ以前も何回

かやっているかと思うんですが、過去の申請状況、これどうだったか、申請率も含めてお教えください。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

令和4年度の申請率は58.1%、5年度は前期と後期に分けて実施しておりまして、前期が78.0%、後期が84.8%と、回を追うごとに申請率が上がっている状況です。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） では、昨年と支給額の変更があるのかどうか、こちらもお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

千葉県が支給対象としない事業所に対して県の支給額と同額を支給する取扱いは、昨年度と同じです。今年度はそれに加えまして、物価上昇を勘案し、千葉県が支給対象としている事業所を含めて入所系は25万円、訪問入浴は15万円、その他の訪問系や通所系は10万円を上乗せ支給することとしています。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 少しずつ申請率が上がってきているということなんですけれども、これまで申請方法に何か変更があったのかということもお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

訪問系事業所の燃料費部分につきまして、昨年度は保有する車両台数に応じた支給としていたため、申請時に車検証の添付を求めていましたが、今年度は速やかに支給できるよう定額での支給に改め、車検証の添付は不要とすることとしました。それ以外につきましては、前回と申請方法の変更はございません。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） あと最後ですが、ハーモニープラザにおける光熱費高騰対応ということなんですけど、これ主にどこの、そういうので光熱費が上がっているとか、電気ということなんですけれども、あそこに行くと、エレベーターを職員は使わないでみたいな感じで、しっかりと節電という意識があるんですけれども、やはりそれでも上回ってしまったということなのかどうかということをお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 地域福祉課長。

○地域福祉課長 地域福祉課でございます。

ハーモニープラザにおける光熱費ですけれども、今年度増えた理由としましては、夏の空調ですかね、施設の特性上、やはり高齢者、障害者が使う施設ということで、冷房の温度設定とかを上げるとかがあんまり難しいということもありまして、その辺の猛暑の関係で増えたとい

うのが一因としてございます。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 野島委員。

○委員（野島友介君） 質問は以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかにございますか。中村委員。

○委員（中村公江君） 一問一答でお願いいたします。

まず生活保護事業費についてです。

今回の補正予算では生活保護費が4億2,000万円減り、医療扶助が6億9,000円増えていますが、特徴としてはどう分析して対応を図るのか伺います。

○委員長（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

生活扶助につきましては、世帯数、人員共に減少傾向にあることから、生活扶助費等の減少を見込んでおります。医療扶助につきましては、主に入院につきまして、生活保護受給者の高齢化に伴いまして、転倒による骨折などの整形外科領域における疾患などが主な増加の要因となっております。

引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進や、重複処方の是正など、医療扶助の適正化に努めてまいります。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 保護を受けてる方って、確か前に、健康診断とかをろくに受けてないということがあったと思うんです。だから健診をもう少しした上で、病気を、医療費の削減、早期発見、早期治療というのも大事なかなと思うんですが、そのあたりはその後対策というのは何かされているのかお聞かせください。

○委員長（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

委員が御指摘のとおり、生活保護受給者の健診受診率というものが低調にあるという状況がございます。

こちらにつきましては、毎年、健診の時期になりましたら、一斉に対象全員になりますが、健診の受診について注意喚起をしているところと、あとケースワーカーからの受診等の勧めをしているところでございます。

また、健康管理支援事業を実施している中でも、この健診の状況によって対象の方を把握するという必要になってまいりますので、引き続き健診の受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 健診を勧めて、勧められて健診しているというのがなかなか、自分が関わっているような方ではほぼ見受けられないような感じがあって、本当に、ワーカーさんなかなか人数的に少ないので、全員が徹底してそこまでできているか。例えばチェックリストで、本当にやったか、やらないか。例えば、ほかにちゃんとかかっている。それでかかっている

る場合でも、いろんな全部の健診は項目的にやれていないですよ。例えば、血液検査はやったかもしれないけれども、胸のレントゲンとか、心電図とか、エコーとか、本当にやらなきゃいけないことを全部やりそびれることが結構あるんです。これは別に保護の人に関わらないと思うんですけども、そのあたりも含めてちゃんと徹底されてるのかな、ということは若干気になるんですが、そのあたりどうですか。

○委員長（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

御指摘のとおり、ケースワーカー200人おりますが、ケースワーカーの注意喚起の中でも、なかなか統一的に全員が実施できているかというところについては、御指摘の部分もあろうかと思えます。

こちらにつきましては、やはり医療扶助の適正化の中で、早期発見、早期受診というところが大事になってまいりますので、全員のケースワーカーから適切な受診指導が行われるように、今後さらに強化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 次に、高齢・障害事業者等に対する物価高騰対策支援事業の繰越明許の設定についてを伺いたいと思います。

間違えた。そうじゃなくて。失礼しました。

定額減税調整給付金に伴う不足額給付の件です。失礼しました。

その件で、令和6年分所得税額が確定したこと等により当初の調整給付額に不足額が生じる方という、事業概要で書いてある、支給額が約3万5,000円と書かれている方というのは、これはプッシュ型というふうに書いてありますけれども、本人には通知をする中身には、金額まで示した上でこれは指定するという理解でよろしいですか。

○委員長（田畑直子君） 税制課調整給付担当課長。

○税制課調整給付担当課長（保護課調整給付担当課長兼務） 税制課調整給付担当でございます。

こちらのプッシュ型につきましては、対象者を抽出の上、国の算定用ツールにより確定した金額を記入して御案内をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 右側の、定額減税対象外である、かつ低所得世帯向け給付の対象外であった方、青色・白色事業専従者等、これは原則4万ということであるけれども、要申請ということですけども、どうやって自分が対象だということを知らせるのでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 税制課調整給付担当課長。

○税制課調整給付担当課長（保護課調整給付担当課長兼務） 委員御指摘のとおり、これに関しましては、昨年の対象でなかった方でございます。今なかなか対象者を完全に私どものほうで抽出することができるかというのは難しいところがございます、できる限りの抽出をして御案内した上で、例えば専従者給与等、去年もらえなかった方には、この夏に向け、対象にな

るということを、様々な市の広報媒体を使いPRをしてお知らせをしていくという形を目指してございます。

説明は以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） その広報媒体というのは、何ですか、ホームページとか『市政だより』とかですか。例えば、本人の目に触れるような、直接メールだとか手紙だとか、そういうものが行くようなことはなく、自分で何か見なければ分からないということですか。

○委員長（田畑直子君） 税制課調整給付担当課長。

○税制課調整給付担当課長（保護課調整給付担当課長兼務） 対象者の方にピンポイントで案内できるということが、そもそも対象者が抽出できておりませんので、ピンポイントでお知らせすることはできないんですが、ホームページ、『市政だより』、それに加え、今千葉市のLINEの登録者数は非常に多くなってございます。こういったLINEを使った広報媒体で皆様にお知らせをしていくことが有効ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員

○委員（中村公江君） 前回、議案研究の時に、例えば昨年7月から11月までは12月で完了されて、その時の支給率が95.3%と、かなり高いなと思うんですけども、でもできれば全体に支給をして、徹底して、対象者、できれば100%を目指していただきたいというように思いますが、大体横ばいぐらいになるんですかね、実際にはなかなか誤差とか、そんな知れないというか、分からないで。でも、せつかくなら4万円払ったほうがいいかなと思うんですが、そのあたり何か今後の取組のところ、もう少しさらに踏み込んで努力されるとかということはあるんでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 税制課調整給付担当課長。

○税制課調整給付担当課長（保護課調整給付担当課長兼務） 税制課調整給付担当でございます。

先ほどと重複する部分がございますが、国の制度でやっている中では、内閣府は、ここを、対象者を抽出する必要はないと、あくまでも全て申請にしろということでやっておるんですが、私どもは今準備を進めている中で、完全ではないんですが、どこまで対象者を私どもが抽出をして、多くの方を対象に含んでいくかということのできる条件設定を日々今検討しているところでございます。その他『市政だより』等を含めた、同じ話になりますが、広報を積極的に活用して、市民の皆様へ周知を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員

○委員（中村公江君） 次に、特定医療費指定難病助成事業の件で、受給者数の増加の傾向と、上位4位までお知らせください。

また、新たに難病として指定された疾患名をお示してください。

○委員長（田畑直子君） 健康支援課長補佐。

○健康支援課長補佐 健康支援課でございます。

受給者数につきましては、ここ数年増加の一途をたどっております。確定した数字を申し上げますと、令和4年度末の受給者数は7,449人でしたが、令和5年度末で7,676人と、227人の増加があります。

上位4疾患につきましては、受給者数が多い順番に申し上げますと、1番多いのが潰瘍性大腸炎、2番目がパーキンソン病、3番目が全身性エリテマトーデス、4番目がクローン病となっております。

また、来年度から追加される7疾患につきましては、告示番号順に申し上げますと、LMNB1関連大脳白質脳症、PURA関連神経発達異常症、極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症、乳児発症STING関連血管炎、あと原発性肝外門脈閉塞症、出血性線溶異常症、ロウ症候群の7疾患となっております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員

○委員（中村公江君） 恥ずかしながら、私も医療人でいながら、全然知らない病気だなというふうに思っていますけれども、これの周知についてというのは、御本人はそうなったということでお分かりだと思うんですけども、その周りの人たちも含めて、こうやって難病としてせつかく申請されれば、その分医療費が大分違うということでは光かなと思うんですが、そのあたりの周知についてはどのようにされますか。

○委員長（田畑直子君） 健康支援課長補佐。

○健康支援課長補佐 健康支援課でございます。

こちらの疾患に罹患する方が捕捉はできないものですから、どうしてもホームページ等によって周知を図るほか、あとは窓口が各区健康課になりますので、健康課に備え付けの案内文書等で周知を図ってまいります。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 次に、大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業について伺います。

これは、今回は交付決定の遅れで繰越明許とのことですが、1者に892万円で、どんな介護ロボットが想定されていたのでしょうか。ロボットだからこれだけのお金が補助金として投入されるのか伺います。

○委員長（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

どんな介護ロボットが想定されていたかということですが、まず見守り機器の導入と、通信環境の整備を想定しております。具体的には、ベッドにセンサーを設置いたします。また居室にはカメラを設置しまして、利用者の異常を検知した際には職員が素早く対応できるとともに、職員の負担軽減が期待できるものでございます。

続いて、ロボットだからこれだけ補助金が投入されるのかということですが、ICTの導入には多額の費用を要するため、今回のようなグループホームでは、補助単価49万6,000円に定員数を乗じた額を上限に交付をしています。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員

○委員（中村公江君） ごめんなさい、私が聞いていた、1者に892万円で、今言っていたものというのは、具体的には何をやったという意味かは理解ができなかったんですが、もう少し詳細に教えていただけますか。

○委員長（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

892万円は、1者に補助金として交付するものでございまして、具体的にいきますと、ベッドに体位が変わったときにその状況を検知するセンサーを付けたりですとか、あとは部屋にカメラを付けまして徘徊をしている状況を確認したりとか、そういったセンサー、カメラの設置をまずいたします。

それから、通信環境の整備は、そのカメラやセンサーが検知したデータをナースコールに連携するものでございますが、その通信の環境、W i - F i の環境なんですが、そういったものを整備するというところでございます。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 中村委員

○委員（中村公江君） 機械うんぬんが高いとかそういうんじゃなくて、全体のところに、1人ずつの部屋に幾らか対応する、それが、ごめんなさい、1者というのは事業者1者、それとも施設1つなのか、そのあたりがよく分かんなかったんです。だから、1施設に対して、1者の事業者がその施設の中のいろんな人に対して対応するという意味だったんですか。

○委員長（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

1つのグループホームに対してということになります。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員

○委員（中村公江君） 1グループホームは助かりますが、それ以外のところが、1施設でこれだけかかって、ほかはそれなりに入っているんですか。

それと、部屋のカメラってなかなか難しいですよ。例えば、カメラがあることで、何か録画されていて、それをチェックできることもある反面、プライバシーが見られてしまうというか、それってどうなのと、非常に悩ましいなとも思うんですが、そのあたりの見方はどのように捉えていますか。

○委員長（田畑直子君） 介護保険管理課長。

○介護保険管理課長 介護保険管理課でございます。

今回1者だけなんですけど、毎年、整備を希望する事業者の要望を聞きまして、令和6年度についてはこの1者だけだったということになります。令和7年度は、先日予算案の審議いただいていますけれども、12者が希望をしているところでございます。

続いて、プライバシーの問題なんですけど、なかなか、確かに委員がおっしゃるように、悩ましいところではございますが、そこはデータが流出しないように、セキュリティー対策等をしつ

かり取りまして対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 次に、千葉市霊園事業特別会計補正予算もいいんですよ。

今まで霊園事業で物価高騰のための光熱水費で支給をしていたのかを伺います。

○委員長（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

過去、令和4年度、5年度と、今年度と同様に斎場の光熱水費の不足というのがあります。補正予算を組みまして、指定管理料を増額してお支払いをしております。各年度の補正予算額につきましては、令和4年度が5,728万4,000円、令和5年度が3,597万5,000円となっております。

以上です。

○委員（中村公江君） 以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに御質疑ございますか。阿部委員。

○委員（阿部 智君） 一問一答でお願いします。

生活保護の医療扶助について数点伺いますが、医療扶助もレセプトというんですかね、レセプトの対応について数点教えてください。

私の感覚ですと、医療扶助のレセプトは、通常の医療保険のレセプトよりも返戻率が低いんじゃないかなと思っているんですが、医療扶助の返戻率がどうなっているか教えてください。

○委員長（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

生活保護の医療扶助につきましては、委員がおっしゃるとおり、レセプトを点検して、疑義があるものについては返戻をしております。件数につきましては今手元にございませませんが、返戻率に関しましては、およそ2%から3%の返戻率となっております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） 私の感覚では非常に低いと思います。後でまたお話をしたいと思いますが。

それで、レセプトの単価について伺います。

レセプトの単価について、私も千葉市の医療扶助について、歯科を調べさせていただいたことがあります。単価が非常に高い、通常の保険請求よりも高いというようになっております。全体、今回の件も含めて、特に歯科以外のところでのレセプトの単価がどうなっているか、御存じでしたら教えてください。

○委員長（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

委員御質問の単価につきましては、今は手元に数字がございませんので、後ほど提出をさせていただければと思っております。

単価でございますけれども、やはり生活保護受給者の中では、高齢者が半分、それから疾病

等によりまして生活保護を受けなければならなくなったといった方が占める割合が、一般の保険よりも高いと考えてございます。そういった中で、入院等も多い、それから単価も高いという傾向にあるかと思っております。こちら疾病の内容にもよってまいりますので、相対的な単価につきましては高くなる傾向にあると認識をしているところでございます。

○委員長（田畑直子君） 阿部委員が資料提供の請求をされましたレセプトの単価について、同様に資料が必要な委員の挙手をお願いできますか。

阿部委員だけでいいですか。

では、共産党のお2人と麻生委員と渡邊委員にも御提供をお願いいたします。

引き続き、阿部委員、御質疑お願いします。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。

単価につきましては、そもそも生活保護になられる理由のところに、御病気だとか、そういうリスクがあったということも十分考えられますので、単価が高くなる傾向もあるというのは十分考えられますが、しかしレセプトの返戻とか、審査体制が甘いというところで付け込んで、通常よりも盛って請求する医療機関があるということも考えられなくもないわけです。やはりそこはしっかり精査する必要があると思います。

最後の質問ですが、医療扶助のレセプトの審査体制が今どうなっているのか教えていただきたい。どういう方がやっているのか、その方がレセプトの作業に精通された方なのかどうか、そのあたりの件について教えてください。

○委員長（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

レセプトの審査体制でございますけれども、まず医療機関から診療報酬支払基金にレセプト、請求が上がります。支払基金で審査されたものが千葉市に提出、回ってくるわけでございます。その段階で、千葉市におきましては、会計年度任用職員を雇用しております。こちらは、主に医療関係の診療報酬請求をしたり、そういった資格をお持ちの方を会計年度任用職員として雇用しております。支払基金から回ってきたレセプトの審査をして、その中で疑義があるレセプトについては返戻処理をしているという状況でございます。

今、保護課におきまして会計年度任用職員を雇用してございますけれども、それぞれやはり資格というか、精通している方が必要になりますので、現在の会計年度任用職員の方は、かなり長期間にわたって審査をしていただいている方になってございます。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 阿部委員。

○委員（阿部 智君） ありがとうございます。

精通したといっても事務的な作業で精通しているというところだと思うんです。ではなくて、非常に厳しく見る目のある方に見ていただかないと思いますし、今私が知るところでの作業をされていらっしゃる方は、とても社保とかに通じているような方じゃないと思うような方もされていると思うんです。厚労省の技官の方とか、お辞めになってまだ元気いっぱいの方の方のいらっしゃるんです。現役時代非常に厳しい目で見られたような方もいらっしゃるんで、そういう方をぜひ雇っていただいて、見ていただきたいと思うところでございます。

ということで、私からの質問は以上です。失礼しました。

○委員長（田畑直子君） ほかに。では渡邊委員、お願いいたします。

○委員（渡邊惟大君） 御説明ありがとうございます。

まず、定額減税調整給付金についてなんですけれども、こちらはまたコールセンターの設置ということが書かれているんですが、これは既に設置されているコールセンターで対応するかではなくて、新たに設置するということになるのでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 税制課調整給付担当課長。

○税制課調整給付担当課長（保護課調整給付担当課長兼務） 税制課調整給付担当でございます。

昨年実施をいたしました当初の給付のコールセンターに関しましては、昨年の12月末をもちまして終了してございます。今回、新たにこの不足額給付に関しまして、業務委託により、6月の初旬から11月末までの開設を予定しております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

要申請の方の申請方法について伺えればと思います。

○委員長（田畑直子君） 税制課調整給付担当課長。

○税制課調整給付担当課長（保護課調整給付担当課長兼務） 税制課調整給付担当でございます。

口座情報が不明であるものの支給対象と判明している方などについては、プッシュ型で支給案内を送付いたします。それに基づいて、オンライン、また郵送での申請をいただく予定です。また、転入者や、青色・白色専従者など、対象者を抽出することができず、プッシュ型の支給案内ができない方については、ホームページからの申請書のダウンロード、または各区相談窓口を設置する申請書等を利用し、郵送により提出をしていただく予定であります。

説明は以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。分かりました。

次に、特定医療費（指定難病）の助成申請について、先ほど、多い、上位の疾患については伺ったんですけれども、今回増加している疾患というのを教えていただければと思います。

○委員長（田畑直子君） 健康支援課長補佐。

○健康支援課長補佐 健康支援課でございます。

令和4年度から令和5年度にかけて人数の増加が多い疾患を挙げますと、まず一番多いのがパーキンソン病になっておりまして、57人の増加となっております。続いて多い疾患が好酸球性副鼻腔炎で、44人の増加となっております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 状況分かりました。ありがとうございます。

あと、年齢層を伺えればと思います。

○委員長（田畑直子君） 健康支援課長補佐。

○健康支援課長補佐 健康支援課でございます。

手持ちの資料で、年齢層につきましては数字を持ち合わせておりませんので、お調べしまして、後日御提出をさせていただければと思います。

○委員長（田畑直子君） 今の資料提供について、渡邊委員以外の委員で必要な方は挙手をお願いできますでしょうか。

では共産党のお2人ということで、承知しました。

引き続き質疑がございましたらお願いいたします。渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

引き続きなんですけれども、あと、千葉市動物愛護基金条例についてなんですけれども、こちらは、例えば基金に愛称を付ける可能性というのがあったりとか、そういった例というのはあるんでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

まず、今回の動物愛護基金に関しましてなんですけれども、基金の原資となる寄附金につきましては、既に本市のふるさと納税のメニュー、動物愛護事業の推進という形で受入れを行っておりまして、今後も同様の形で寄附金を受け入れる予定としておりますので、寄附金の受皿として設ける基金自体に愛称を付ける、愛称付けまして周知などを行うということは、今のところ考えておりません。

愛称の例として、他市の事例では、京都市の動物愛護事業推進基金の通称としまして、人と動物が共生できるまちづくり基金という名前を付けている例がございます。また、本市の基金で愛称を設けている例というのは、ない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 状況は分かりました。ありがとうございます。

あと、最後にもう一点、高齢・障害事業所等に対する物価高騰対策支援事業なんですけれども、今回の台数に応じてというのがなくなった関係で、車検証が要らなくなったということなんです。今回のこれも紙での申請ということになるんでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課です。

紙での申請を想定してまして、申請書を対象となる事業所に送ることを考えております。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

ちなみに、車検証がなくなったことで、電子申請というのを検討しようみたいな流れというのは、今後検討しようみたいなお考えはありますでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

電子申請につきましては、最初の物価高騰の時導入したことがあります。やはり電子申請そのものの普及といいますか、技術的な面ですとか、そういったものを考えて、あまり利用率が高くなかったもので、紙申請とさせていただいているところです。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

以前質問した際に、車検証の写しが、コピーが必要というのが結構ネックになっていることが挙がったかなと思うんですが、ただ、今聞いてると、なかなか高齢、介護事業所等に普及していないということで、分かりました。

ありがとうございます。

○委員長（田畑直子君） ほかに御発言はございませんでしょうか。

なければ質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。野島委員。

○委員（野島友介君） ありがとうございます。

指定難病の助成についてなんですけれども、難病の指定は国の厚生科学審議会というところで審議されるということですが、今国内でも500から600疾患があるというようなことがいわれておりますので、こちらも速やかに新しい医療費助成の対象の仕組みになるようなことを国に要望していただければと思います。

あと、一般の医療にも広げていってほしいというような希望もたくさん出ておりますし、あとは、臨床調査個人票がやはり負担だというような声もたくさん聞かれておりますので、こちらの助成についても検討いただきたいなと思います。あと、病状の変化が見込まれる時期に更新を行うようにしてほしいと、毎年更新じゃなくてと、こういうような要望もありますので、ぜひこちらも御検討いただきたいと、国へということになりますけれども、よろしく願いいたします。

あと、HPVワクチンについては、これは言うまでもありませんけれども、一定の期待がある一方で、やはり不安の声がまだ少なくないというのがワクチンということでございますので、安全性とか有効性、副反応などのリスクについて、必要な情報をきちんと引き続き市民の方に明らかにしていただきたいなと思います。丁寧な対応をよろしく願いいたします。

あと、動物愛護基金積立金については、たくさんの方から寄附いただけてますが、寄附いただいた方からの声として、活用目的のいろいろなお話が出るかと思っておりますので、こちらも広く意見を取っていただいて、活用をしていただきたいと思っております。

あと、高齢者施設における災害対応等整備事業についても、グループホームでまだまだ普及できていないということですが、私自身、東日本大震災の時にグループホームに勤めていたこともありまして、計画停電という形で停電になったときに、5階まで食事を毎回届けた、3食届けたということで、足が棒になったとか、そういうようなこともありましたし、あと、エアマットとかの電源がなくなってしまって、褥瘡が悪化した、こういうような事例もありましたので、非常用発電機というのが、やはりどうしても重要になってくるなと思っておりますので、太陽光が助成対象外だということですが、蓄電池を併用して、何とかそういうよう

なところもできないのかなというようなところも、ぜひ検討していただければと思います。

あと、物価高騰対策支援事業、高齢・障害事業所等に対するというところで、申請率が徐々に上がってきているということでございます。本当に今、物価高騰で大変な事業所ばかりでございますので、ぜひ全ての事業所に申請手続が届くような形で、丁寧な説明と周知をよろしくお願いいたします。

○委員長（田畑直子君） 野島委員に申し上げます。そろそろ3分になりますので。

○委員（野島友介君） 意見以上です。

○委員長（田畑直子君） よろしいでしょうか。

では、ほかに、意見要望、賛否表明をお願いします。中村委員。

○委員（中村公江君） まず生活保護受給者についてですけれども、栄養が足りていない方もいらっしゃいます。そして、単なるジェネリックや適正化だけでなく、低い健診の受診率についても、無料で確かできるかと思っておりますので、実施ができるということの再度の徹底をお願いしたいと思います。

また、定額減税調整給付金の不足額給付の申請が必要な青色・白色事業専従者等については、申請の対象の事例を、先日議案研究で頂いたんですけれども、これがとても良かったというか、分かりやすいと思うんです。だから、こういう事例をもう少し示していただくと、皆さんにとっては助かるかなと思うので、やはりこういったことをぜひ御案内をしていただいて、私たちも自分たちでそういう対象が分かればお知らせもしていきたいなと思っておりますので、徹底をお願いしたいなと思っております。

それとICTは、要望が12人も希望しているというのであれば、ただ、プライバシーにも気をつけた上で、介護者の負担軽減の対応をしていただければと思います。

また、今回の光熱費の補正がいろいろ出ていますが、県は来年度水道料金の値上げをしようとしておりまして、さらに事業者、市民、行政にも負担が増えてくるため、やめるようこちら働きかけていきますが、市も求めるよう申し上げて終わります。

○委員長（田畑直子君） ほかにございますか。白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） ありがとうございます。

基本的に、消防局で、ヘリコプターのことは私どもの会派で要望してきたことなんですけれども、今回の議案については、ちょっと遅れるということで繰越明許の要望なんですけど、本格運行に向けて、これがスムーズに移行できるようにぜひともお願いをして、この議案については賛成させていただきたいということを申し上げたいと思います。

保健福祉局の各議案につきましては、ほかの委員からも出ていましたけれども、各自治体に寄せられる声というのを細かいところでも的確に上げていただけて、それが反映できるように少しでも要望していただければということを申し上げて、賛成を表明させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員、御発言ございますか。

○委員（渡邊惟大君） 議案については賛成をさせていただきます。

定額減税調整給付金について、国の事業なので、市でできるところが少ないかもしれません

けれども、だからコールセンターというのが毎回立ち上がっているようなんですが、この辺については、効率化できるようなところ、既に今やっているコールセンターで対応するとか、あるいはネット等とか、オンラインで対応するなどの、メール等で対応するなどができればよいのではないかなと思います。

あと、千葉市動物愛護基金については、せっかく多くの方に寄附を頂いたことでつくられることになった基金なので、もしできるのであれば愛称のような、例えば風太君基金とか、そういう親しみやすい愛称を付けることで、より寄附が集まって、しっかり活用する意思というのを示せるのではないかなと思います。

あと、高齢・障害事業所等に対する物価高騰対策事業については、なかなか介護事業所は電子申請に対応していないというのも理解できたんですが、やはり申請の効率化等を考えたり、紙で送ってという予算とか、そういったことも考えるのであれば、やはり電子申請を今後進めていくように、事業費にもそういう電子申請についての理解を広めるような取組をしていただいて、電子申請できるようにしていければいいのではないかと思います。

意見は以上です。ありがとうございます。

○委員長（田畑直子君） ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号・令和6年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第4号・令和6年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第35号・千葉市動物愛護基金条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

委員の皆様申し上げます。お昼になりましたので、暫時休憩に入りたいと思います。

なお、再開は1時ちょうどといたしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時 0 分開議

○委員長（田畑直子君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議案第 3 号 審査

○委員長（田畑直子君） 次に、議案第 3 号・令和 6 年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。医療衛生部長。

○医療衛生部長 医療衛生部です。

議案第 3 号・令和 6 年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算、基金積立金について御説明いたします。座って説明させていただきます。

議案説明資料の 33 ページをお願いいたします。

初めに、1、補正理由概要ですが、歳入補正として、（1）繰越金については、令和 5 年度決算で生じた決算余剰金、約 1 億 5,000 万円を今年度予算に繰越金として受け入れ、歳入の増額補正を行います。

（2）県支出金については、令和 5 年度に超過交付となった県からの保険給付費等交付金、約 9,000 万円が令和 6 年度の交付金から差し引かれるため、歳入の減額補正を行います。

また、歳出補正として、（1）国民健康保険財政調整基金の積立てについては、上記、前年度決算余剰金、約 1 億 5,000 万円から、県支出金減額分、約 9,000 万円を差し引いた残額、約 6,000 万円を国民健康保険の財政運営に活用するための基金に積み立てます。

2、補正予算額については、資料に記載のとおりです。

国民保健事業特別会計補正予算についての説明は以上です。

○委員長（田畑直子君） それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 質問いたします。

前年度決算剰余金から県支出減額分を差し引いた金額を、国保の財政運営に活用するために基金に積立てをすとのことですが、今議会では国保料の値上げが併せて示されており、基金の積立てをせずに保険料を引き下げることができなかったのですか。

○委員長（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

国民健康保険料の改定は、高齢化や医療の高度化等により医療費の増加が続く中、保険給付費等の増加に対応するために行っておりまして、保険料の引き上げ幅の抑制のため財政調整基金を取り崩して対応しております。

今年度補正予算で 6,000 万円を基金に積み立てますが、令和 7 年度当初予算では 1 億 8,000 万円を取り崩す予定としております。

以上です。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） その 1 億 8,000 万円を崩して、そして基金としてはどうなるんですか。

○委員長（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 令和7年度、1億8,000万円を取り崩しますと、基金の残高としては、22億6,500万円の残高となる見込みとなります。

以上になります。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 過去に基金の残高がなくなったこともありますか。

○委員長（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 基金の残高がなくなったことはございませんが、過去、取り崩しとして、昨年度、令和5年度に6億200万円の取り崩しを行っております。

以上になります。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 基金がほぼなくなるような状況になりながらも、国保料の値上げを抑えるようなことも確かしてたと思ったんです。だから、そういう意味では、そうした対応というのが本来できたのかなど。要は、基金はためずに、崩すということも選択としてはあるというふうに理解をしいいんでしょうか。それは、したか、しないかじゃなくて、できるか、できないかという点では、そういうことは本当はできるんですよね。

○委員長（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 基金の取り崩しにつきましては、こちらの、保険料の上昇がある程度急激に大きくなる場合とかにつきましては、取り崩す等の検討をすることは考えていきたいと思っております。

以上になります。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。以上で。ありがとうございます。

ほかに御質疑ございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する意見表明、意見要望がありましたら御発言をお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 先ほど述べましたように、私たちは、今本当に物価高騰で暮らしが大変で、国保に加入している人たちが、国保料が高過ぎて払えないと言っているのに、また値上げをするのかということで、この値上げは困ると自営業の方からも伺っているところです。

そういう中で、通常ですと、基金の積立てをすることについては、私たちは承認する立場は取っているんですけども、今回値上げをした上で基金をためるということでは、今おっしゃったように、基金の残高が22億6,500万あるということであるならば、もう少し崩してでも、本来保険料の値上げをせずにすることができたんじゃないかなと思いますので、そうしたことから考えても、このためるという形よりは、そうした対応をしていただきたかったということも申し上げて、今回のこの3号議案には賛成できないということも申し上げます。

以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに。阿部委員。

○委員（阿部 智君） 意見でございます。

国保の保険料が高いというのは中村委員から御指摘あったとおりでございまして、私にも非常に多くの方から御意見頂くことだと思いますし、私もそのとおりで思っているところがございます。

その中で、滞納、お支払いをされていない方も非常に多い。その中に、特に比率が高いのは、外国の方が非常に多いということがこの前の委員会でも分かったところがございます。滞納の対応についてはしっかりやっていただきたいと思うんですが、外国の方が一律に悪いとかいうことは言っておりません。文化の違い、言葉の違い、いろんなものがあって、どのように対応していいか分からないということもあると思いますので、しっかり対応していただき、お支払いしていただく。それが私は先にやらなきゃいけないことだと思っておりますので、一言言わせていただきたいと思います。

議案には賛成でございます。

○委員長（田畑直子君） ほかに。白鳥委員。

○委員（白鳥 誠君） いろんな意見が出ておりますけれども、国保料が高いということには、もちろんそれは同意するところではありますけれども、基本的にこの制度を存続させるためには、値上げということの部分の方策を取る方法しかないということが現状では考えられますので、そのことを考えて、この議案には賛成させていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（田畑直子君） 渡邊委員、賛否、御意見ございますか。

○委員（渡邊惟大君） 議案には賛成の立場であります。

やはり、ただ、ほかの委員も御指摘のように、保険料が高いというのは同意するところではありますので、引き続き医療費等のできるところで抑制等をしつつというところにはなるかなと思います。

ただ議案には賛成ということで、よろしくをお願いします。

○委員長（田畑直子君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号・令和6年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第36号審査

○委員長（田畑直子君） 次に、議案第36号・千葉市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。医療衛生部長。

○医療衛生部長 説明資料の39ページをお願いいたします。

議案第36号・千葉市国民健康保険条例の一部改正についてです。

初めに、1、趣旨ですが、国民健康保険法の一部改正により、退職者医療制度の経過措置が

廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、2、改正内容ですが、退職者医療制度の経過措置の廃止に伴い、当該制度に関わる規定の削除等となります。

次に、3、施行期日は、公布日となります。

退職者医療制度の概要につきましては、参考に記載のとおりです。

議案第36号についての説明は以上です。

○委員長（田畑直子君） それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 一括でお願いします。

国民健康保険法の一部改正が、なぜ今この退職者医療制度の廃止を議論しているんですか。

○委員長（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 健康保険課でございます。

退職者医療制度の対象は全国で激減しており、国民健康保険と被用者保険との間の財政調整の効果がほぼなくなっていることから、国民健康保険法の改正により、令和6年4月1日以降、退職者医療制度の経過措置が廃止されました。なお、千葉市におきましては、退職者医療制度の対象となる該当者はございません。

以上となります。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 全国で激減とあって、千葉市の該当はないけれども、ほかの自治体ではまだそういう該当者がいるということなんですか。

○委員長（田畑直子君） 健康保険課長。

○健康保険課長 令和4年度の国民健康保険事業の年報におきまして、退職者医療制度の該当者は全国で11人となっておりますが、令和6年4月1日以降は廃止されておりますので、ゼロとなっております。

以上となります。

○委員（中村公江君） 以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに御質疑ございますか。渡邊委員も大丈夫ですか。

○委員（渡邊惟大君） 大丈夫です。

○委員長（田畑直子君） では、御質疑がないので、次に、ほかに発言がなければ本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。

御発言はないということよろしいですか。

渡邊委員もよろしいですか。

○委員（渡邊惟大君） ありません。

○委員長（田畑直子君） では、御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号・千葉市国民健康保険条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号審査

○委員長（田畑直子君） 次に、議案37号・千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。医療衛生部長。

○医療衛生部長 続きまして、説明資料の41ページをお願いいたします。

議案第37号・千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正についてです。

初めに、1、趣旨ですが、水道法施行令の一部改正に伴い、千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格要件を改めるため、条例の一部を改正するものです。

次に、2、改正概要ですが、初めに、（1）について、大学において土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者の実務経験年数を、履修した学科目に関わらず3年以上に見直すものです。

次に、（2）について、必要な実務従事経験年数が通常半分に緩和される専用水道の規模を、1日最大給水量1,000立方メートル以下から1万立方メートル以下に拡大するものです。

次に、3、施行期日ですが、水道法施行令の一部改正の施行日と同日の、令和7年4月1日といたします。

議案第37号についての説明は以上です。

○委員長（田畑直子君） それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 一括でお願いします。

水道法施行令が一部改正となった背景は何ですか。

○委員長（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 生活衛生課でございます。

今後、水道に関する専門的な知識を持つ人材の確保が困難となる状況が考えられる中、必要な技術者を確保して、安全な水道事業や水道施設を継続するための方策を検討する必要があり、改正が行われたものと考えております。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 千葉市に水道技術管理者は何人いて、今回の改正で変化はありますか。

市民にとって不利益になることはありませんか。

○委員長（田畑直子君） 生活衛生課長。

○生活衛生課長 市内で水道技術管理者の資格を有する方の人数というものは把握しておりませんが、水道法で水道技術管理者の配置義務があります水道事業者、それから専用水道を設置する205施設につきましては、全て水道技術管理者が置かれております。今回の改正は、水道法施行令の改正に合わせて、市が設置する専用水道における水道技術管理者の資格要件を改正するものですが、市が設置する専用水道は現在も水道技術管理者は配置されておりまして、改正が各施設に影響を及ぼすことはございません。

また、市民にとって不利益になることもございません。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） ほかに御質疑ございますでしょうか。渡邊委員も大丈夫でしょうか。

○委員（渡邊惟大君） はい。

○委員長（田畑直子君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御発言がないようであれば、採決をいたします。お諮りいたします。

議案第37号・千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。

御苦労さまでした。

[保健福祉局退室、保健福祉局入室]

議案第33号審査

○委員長（田畑直子君） 次に、議案第33号・千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。保健福祉局次長。

○保健福祉局次長 保健福祉局の局課の関係でございます。失礼して座って説明させていただきます。

説明資料35ページをお願いいたします。

議案第33号・千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

初めに、1、趣旨ですが、国の救護施設等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、救護施設及び更生施設は入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととするほか、所要の改正を行うものです。

次に、2、改正内容ですが、（1）国の基準の改正により、保護施設は入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととされたことを踏まえ、本市の保護施設においても同様の改正とするものです。

（2）現在、栄養士であることが管理栄養士国家試験を受験するための要件とされていますが、栄養士法の改正により、令和7年4月1日から、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受験することができます。これを踏まえ、条例に定める保護施設等の職員の配置基準を「栄養士又は管理栄養士」に改正するものです。

次に、3、施行期日ですが、公布日から施行いたしますが、栄養士に関する改正につきまし

ては、栄養士法の施行に合わせて令和7年4月1日といたします。

次に、4、本市の保護施設等の状況は記載のとおりでございます。

議案第33号についての説明は以上となります。

○委員長（田畑直子君） それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 一括でお願いします。

保護施設等の設備としていますが、千葉市にあるのはどんな施設ですか。

○委員長（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

千葉市内につきましては、救護施設が1施設、緑区に所在しております。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 救護施設というのがどんな施設かというのを、もう少し御説明をしていただけますか。

○委員長（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

救護施設につきましては、身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設となります。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 入所者ごとに個別支援計画を作成するとしていますが、現状はどうなっているのかと、今回この改正をされることで、特に変わりがないというか、栄養士のことは別として、一般的に特に影響がないという理解でいいのかということをお願いします。

○委員長（田畑直子君） 保護課長。

○保護課長 保護課でございます。

入所者ごとの全員の状況に応じた個別支援計画を、現在作成しております。こちらにつきましては、毎月施設内での会議におきまして、施設長や看護師、介護リーダーなどによりまして、入所者の方の支援内容について協議をします。協議の上作成した個別支援計画の見直しを随時行って、支援を実施しているところでございます。

現状につきましては、全入所者について支援計画を作成しておりますので、今回の条例の改正によりまして影響は特にございません。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） ほかに御質疑ございますか。渡邊委員もよろしいでしょうか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 私も勉強不足で、救護施設の存在を分かっていなかったなと思うんですけども、いわゆる無料低額宿泊施設とは違って、こういう施設があるというのならば、大分助かる方もいらっしゃるかなと思います。それで、しかも高齢の方も入っているということも含めて考えた場合には、定員とか、いろんなことがあるかもしれないんですけども、その

あたりの知らせ方とか、関係者も含めたところに、もう少し周知していただければ、助かる方ももう少しいるかなと思いますので、ぜひ対応していただければと思いますので、よろしくお願い致します。

以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第33号・千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号審査

○委員長（田畑直子君） 次に、議案第34号・千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。健康福祉部長。

○健康福祉部長 健康福祉部でございます。失礼して座って説明をさせていただきます。

議案説明資料の37ページをお願いいたします。

議案第34号・千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正についてでございます。

初めに、1、趣旨ですが、人材確保が困難となっている現状を踏まえた介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、地域包括支援センターの人員等に関する基準を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、改正内容、（1）職員配置の柔軟化ですが、ア、常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは常勤換算の方法によることを可能とするものです。

例えば、週3日勤務の職員と週2日勤務の職員の2人で、常勤職員1人の配置と換算することが可能となります。

次に、イ、協議会が必要と認めるときは、複数のセンターが担当する区域を1の区域として、1のセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を、米印の例のように、当該区域全体で配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとするものでございます。

ただし、質の担保の観点から、当該1のセンターは、3職種のうちのいずれか2以上の常勤の職員を配置する必要があります。

最後に、3、施行期日ですが、公布の日です。

議案第34号についての説明は以上でございます。

○委員長（田畑直子君） それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 一括で。

今回の改正によって、あんしんケアセンターの増員がなされるのでしょうか。

○委員長（田畑直子君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

今回の条例改正につきましては、あんしんケアセンターの柔軟な職員配置を目的としたものであるため、この改正により増員されるものではありません。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） そもそもこの人員配置で十分だと千葉市は認識されていますか。

○委員長（田畑直子君） 地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長 地域包括ケア推進課です。

今回の条例ではありませんが、あんしんケアセンターの人員配置につきましては、現在国の基準に基づいて実施しておりますが、ただ、圏域によっては高齢者人口が減少しているものもあるため、今後の後期高齢者の増加や相談内容の多様化などへの対応についてもあることから、職員配置の在り方については引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（田畑直子君） 中村委員。

○委員（中村公江君） 以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する意見表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） あんしんケアセンターは、本当に身近なところで、何かあったときに専門職が対応していただけるということで、地域にとって非常に心強いセンターになっています。ただ、そこが、おっしゃるように、人数だけで押し切れない状況や、今後本当に高齢化が、どんどん後期高齢者も増えていたり、困難事例が増えていたり、孤立したり、孤独だったりとかという、本当にいろんなことが起こっているの、抱える困難を考えると、とても間に合うような状況ではないなと思っていますので、国に対しても、もっと増員も求めると同時に、市独自の増やすということも含めて、ぜひ対応していただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長（田畑直子君） ほかにございますか。渡邊委員も大丈夫でしょうか。

○委員（渡邊惟大君） 大丈夫です。

○委員長（田畑直子君） では、お諮りいたします。

議案第34号・千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第38号審査

○委員長（田畑直子君） 次に、議案第38号・千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。高齢障害部長。

○高齢障害部長 高齢障害部でございます。失礼ですが座って説明させていただきます。

説明資料の43ページをお願いいたします。

議案第38号・千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてです。

初めに、1、趣旨ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令改正に伴い、千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものです。

次に、2、改正内容ですが、現在、栄養士であることが管理栄養士国家試験を受験するための要件とされていますが、栄養士法が令和7年4月1日に改正されることにより、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも管理栄養士国家試験を受けることができることとされます。これを踏まえ、条例に定める職員の配置基準等を、現行の「栄養士」から「栄養士又は管理栄養士」に改正するものです。

次に、3、改正する条例ですが、改正の対象となる条例は（1）から（14）の14条例になります。

次に、4、施行期日ですが、令和7年4月1日となります。

議案第38号についての説明は以上となります。

○委員長（田畑直子君） それでは、御質疑がありましたらお願いいたします。中村委員。

○委員（中村公江君） 1点だけお願いします。

今回の法改正によって、職員採用などに変化がありますか。

○委員長（田畑直子君） 介護保険事業課長。

○介護保険事業課長 介護保険事業課でございます。

栄養士に加えて管理栄養士でも配置可能な旨を追加する改正になりますので、これまでどおり栄養士の配置でも基準を満たすことから、職員採用に直接影響はないものと考えております。

以上です。

○委員長（田畑直子君） ほかに御質疑ございますか。

ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ございませんか。渡邊委員も大丈夫でしょうか。

では、御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第38号・千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（田畑直子君） 賛成、全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で案件審査を終わります。

説明員の方は御退室を願います。

御苦労さまでした。

[保健福祉局退室]

年間調査テーマ報告書について

○委員長（田畑直子君） 最後に、年間調査テーマ報告書についてです。

今期は、2025年問題に係る課題に向けた支援についてをテーマとして、1年間調査を行ってまいりました。先の第4回定例会中の委員会において、中間取りまとめの際に委員の皆様から頂きました御意見等を踏まえて、報告書案を正副委員長にて作成いたしました。

特に要望したいものとしたしまして、岳田副委員長より発表いたします。

○副委員長（岳田雄亮君） 保健消防委員会では、2025年問題に係る課題に向けた支援について今後の施策への反映を求めるため、当局に対し、以下の項目について要望します。

1つ目。介護予防の各分野における展開についての要望です。

介護予防事業については、成果連動型委託契約、PFSのような公民連携事業は、一定の効果があると思われることから、他都市の事例を参考にして、導入を検討されたい。また、フレイルの高齢者に対する男女の特性に応じたアプローチの取組を研究し、男性参加者が増加するようメニューの工夫などにも取り組まされたい。

2つ目。多様化する家族介護者と、そのニーズへの対応についての要望です。

家族介護者に対する負担軽減策として、施設への入所基準の緩和や、介護保険外のサービスについての支援を検討されたい。複合的な問題を抱えてる方や、家族がいない方への支援として、福祉まるごとサポートセンターをはじめとする相談体制機能の充実を求める。また、人生会議の重要性について、市民に十分な普及啓発をされたい。

3つ目。高齢者に向けた医療体制の充実についての要望です。

病院局の患者搬送車は、海浜病院で効果があるので、青葉病院でも導入されたい。病院局の地域連携の課題に対応するためには、チーム医療体制の強化が重要であるので、必要な人材を確保されたい。また、病院局だけではなく、保健福祉局の連携強化により、さらなる課題解決につなげられたい。

以上です。

○委員長（田畑直子君） ありがとうございます。

この要望内容を報告書の最終ページに記載したいと考えていますが、報告書の内容について御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

委員の皆様から、1年間、大変多くの御意見を頂いたおかげで、このような報告書、そして提言がまとめられたと思います。改めて御礼申し上げます。

まとめとしましては、介護予防、家族介護者支援、医療体制の充実の推進、どれもなかなか一朝一夕には解決しないものではありますが、施策の進捗、実績等を各課で連携することで体系的に展開し、成果を出すことが必要というふうに、この1年間の研究で気づかされたところがありますので、これについても各課にしっかりとお伝えしていきたいと考えております。

それでは、報告書については、この内容で決定させていただきたいと思います。

なお、年間調査テーマ報告書は、議長に報告した後、当局に提出させていただきたいと思いますが、報告書の提出方法につきましては、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。御意見などございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（田畑直子君） よろしいでしょうか。

改めまして、以上となりますが、委員の皆様におかれましては、年間調査テーマへの多大なる御協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、保健消防委員会を終了いたします。ご苦勞様でした。

午後 1 時39分散会